

# 江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例

平成5年3月30日  
条例第10号

改正	平成9年3月31日条例第16号	平成10年3月31日条例第16号
	平成11年12月24日条例第24号	平成12年3月8日条例第3号
	平成12年12月12日条例第35号	平成15年12月19日条例第24号
	平成18年9月29日条例第26号	平成22年6月28日条例第14号

江別市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第45号）の全部を改正する。

## 目次

### 第1章 総則

- 第1節 通則（第1条・第2条）
- 第2節 関係者の責務（第3条—第5条）
- 第3節 廃棄物減量等推進審議会（第6条）

### 第2章 資源化・再利用の促進

- 第1節 市の役割（第7条—第9条）
- 第2節 事業者の役割（第10条—第12条）
- 第3節 市民の役割（第13条・第14条）

### 第3章 廃棄物の適正処理

- 第1節 適正処理困難物の抑制（第15条・第16条）
- 第2節 一般廃棄物の処理（第17条—第26条）
- 第3節 産業廃棄物の処理（第27条—第29条）

### 第4章 地域環境の清潔保持（第30条—第32条）

### 第5章 生活環境影響調査結果の縦覧等（第32条の2—第32条の4）

### 第6章 廃棄物処理手数料等（第33条—第39条）

### 第7章 雑則（第40条—第42条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### 第1節 通則

###### （目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、資源化・再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて地域の環境を清潔に保つことによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源循環型社会の形成を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

###### （定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 資源化・再利用 活用しなければ不要となる物若しくは廃棄物となる物を資源として利用し、若しくは再び使用すること又は再生品等を使用することをいう。
- (2) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう。

##### 第2節 関係者の責務

###### （市の責務）

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、資源化・再利用を促進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その効率的な運営に努めなければならない。

- 3 市は、廃棄物の発生の抑制、資源化・再利用の促進及び廃棄物の適正な処理に関する技術開発に努めなければならない。
- 4 市は、廃棄物の発生の抑制、資源化・再利用の促進及び廃棄物の適正な処理について市民の意見を聴く等市民の参加を求め、これを施策に反映させなければならない。

(事業者の責務)

- 第4条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、資源化・再利用を促進するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
  - 3 事業者は、物の製造、加工、流通、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難にならないようにしなければならない。
  - 4 事業者は、廃棄物の発生の抑制、資源化・再利用の促進及び廃棄物の適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、廃棄物の発生を抑制するとともに、資源化・再利用を図らなければならない。
- 2 市民は、その家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障のない方法でなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。
  - 3 市民は、廃棄物の発生の抑制、資源化・再利用の促進及び廃棄物の適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

### 第3節 廃棄物減量等推進審議会

(設置)

- 第6条 市長の諮問に応じ、本市における資源化・再利用並びに廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を審議するため、必要に応じ江別市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
    - (1) 学識経験者
    - (2) 民間諸団体等の代表者
    - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
  - 3 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第2章 資源化・再利用の促進

### 第1節 市の役割

(意識啓発)

- 第7条 市長は、資源化・再利用を促進するための技術、情報等を収集し、市民及び事業者に対し周知すること等により、資源化・再利用の意識の啓発に努めなければならない。

(経済的措置)

- 第8条 市長は、資源化・再利用の促進に関する市民及び事業者の取組を助長するために必要と認めるときは、適正な支援等その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(財政上の措置)

- 第8条の2 市長は、資源化・再利用に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(指導又は助言)

- 第9条 市長は、資源化・再利用の促進等に関し必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

### 第2節 事業者の役割

(廃棄物の発生の抑制等)

- 第10条 事業者は、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、流通、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。

(資源化・再利用の容易性の自己評価等)

第11条 事業者は、物の製造、加工、流通、販売等に際して、その製品、容器等の資源化・再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、資源化・再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その資源化・再利用の方法についての情報を提供すること等により、資源化・再利用を促進しなければならない。

(適正包装等)

第12条 事業者は、物の製造、加工、流通、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、流通、販売等に際して、資源化・再利用することが可能な包装、容器等の普及に努めること、使用後の包装・容器等の回収策を講ずること等により、その包装、容器等の資源化・再利用の促進を図らなければならない。

3 事業者は、市民が商品の購入に際し、適正な包装、容器等の商品を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、回収に努めなければならない。

### 第3節 市民の役割

(自主的活動への参加等)

第13条 市民は、廃棄物の発生の抑制及び資源の有効利用を図るため、紙、金属、ガラス等の資源の分別及び不用品・再生品の利用を行うとともに、資源回収等の自主的な活動に参加する等により、資源化・再利用に努めなければならない。

(商品の選択)

第14条 市民は、商品を購入するに当たっては、当該商品の内容及び包装、容器等が廃棄物となった場合を勘案し、資源化・再利用が容易な商品及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

## 第3章 廃棄物の適正処理

### 第1節 適正処理困難物の抑制

(処理困難性の自己評価等)

第15条 事業者は、物の製造、加工、流通、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、流通、販売等に際して、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理方法についての情報を提供しなければならない。

(適正処理困難物の指定)

第16条 市長は、法第6条の3第1項の規定により環境大臣が指定するもののほか、一般廃棄物のうち製品、容器等で、本市の処理施設及び処理技術に照らし、適正な処理が困難となっているものを適正処理困難物として指定することができる。

2 前項の適正処理困難物は、規則で定める。

3 市長は、適正処理困難物の製造、加工、流通、販売等を行う事業者に対して、その回収等の措置を講ずるよう必要な協力を求めることができる。

### 第2節 一般廃棄物の処理

(一般廃棄物処理計画に基づく処理)

第17条 市は、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画に基づき、総合的かつ適正な一般廃棄物の処理を行うものとする。

2 前項の一般廃棄物処理計画のうち、市民及び事業者が廃棄物の適正な処理を行うために必要な排出基準及び処理施設の受入基準は、規則で定める。

(家庭系廃棄物の処理)

第18条 市は、家庭系廃棄物(浄化槽に係る汚泥を除く。)を収集、運搬及び処分する。

(市の処理施設に搬入できる事業系廃棄物)

第19条 事業者は、その事業系廃棄物(浄化槽汚泥を含む。)を処分するため、市の処理施設に搬入することができる。ただし、家庭系廃棄物の適正な処理に支障がないと認められる場合に限る。

(排出基準の遵守義務等)

第20条 市民は、自ら処分できない家庭系廃棄物については、必要な分別、減量のための処理等を行い、第17条第2項に規定する排出基準を遵守してごみステーション等の排出場所に出さなければな

らない。

- 2 前項の排出場所のうち市の定期的な収集に係るごみステーションの位置は、ごみステーションを利用しようとする者が市長と協議の上、定めるものとする。
- 3 ごみステーションを利用する者は、ごみステーション及びその周辺を常に清潔にしておかなければならない。

(共同住宅のごみステーション等の設置)

第21条 4戸以上を有する共同住宅（事務所等を併用するものを含む。）を所有する者又は建築しようとする者（以下「共同住宅所有者等」という。）は、その建築物又は建築物の敷地内に、規則で定める基準に従い、ごみステーション等を設置しなければならない。

(排出禁止物)

第22条 市民は、市が行う家庭系廃棄物の収集に際して、次に掲げる廃棄物をごみステーションへ排出してはならない。

- (1) 第17条第2項に規定する排出基準に適合しない廃棄物
- (2) 法第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物のほか、有害性、感染性、爆発性、引火性その他危険性のある物又は著しく悪臭を発する物
- (3) 法第6条の3第1項の規定により環境大臣が指定するもの及び第16条第1項の規定により指定する適正処理困難物
- (4) 収集、運搬又は処分の際に特別の取扱いを要する物で市長が別に定めるもの

2 市民は、前項各号に掲げる廃棄物で市の処理施設で処理可能な家庭系廃棄物を市の処理施設へ搬入することができる。

(改善措置等)

第23条 市長は、市民が第20条、前条若しくは第26条第1項の規定に違反していると認めるとき、又は事業者が第4条第2項若しくは第26条第1項の規定に違反していると認めるときは、当該市民又は事業者に対し、期限を定めて改善その他必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により命令を受けた市民又は事業者が当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第24条 市民及び事業者は、自らその一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第3条及び第4条の2に定める基準に従わなければならない。

(適正処理の把握)

第25条 一般廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に委託しようとする市民及び事業者は、当該一般廃棄物が不適正に処理されることのないよう、その処理の状況等の把握に努めなければならない。

(市の処理施設の受入基準)

第26条 家庭系廃棄物又は事業系廃棄物（浄化槽汚泥を含む。以下この条において同じ。）を処分するため市の処理施設に搬入する者は、第17条第2項に規定する受入基準に従わなければならない。

2 市長は、市の処理施設に第17条第2項に規定する受入基準に適合しない家庭系廃棄物又は事業系廃棄物を搬入する者に対し、分別、減量等に関する必要な事項を指示することができる。

3 市長は、家庭系廃棄物又は事業系廃棄物を市の処理施設に搬入する者が第17条第2項に規定する受入基準に従わないときは、市の処理施設への搬入を拒否することができる。

### 第3節 産業廃棄物の処理

(産業廃棄物の処理に関する市長の指導監督)

第27条 市長は、良好な生活環境の保全のため市の区域内において生ずる産業廃棄物の実態を把握し、その適正な処理が行われるよう、事業者に対して必要な指導監督を行わなければならない。

第28条 削除

第29条 削除

## 第4章 地域環境の清潔保持

(不法投棄の禁止等)

第30条 何人も、法及びこの条例の規定に基づいて廃棄物を処理する場合を除くほか、市の区域内においてみだりに廃棄物を捨ててはならない。

2 市長は、不法投棄防止のための監視を行い、不法投棄を行った者に原状回復をさせる等必要な措置を講ずることができる。

(清潔の保持)

第31条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。以下「占有者等」という。）は、その占有し、又は管理する土地、建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

2 占有者等は、その管理する土地にみだりに廃棄物が捨てられないよう、適正な管理に努めなければならない。

(公共の場所の清潔の保持等)

第32条 何人も、道路、公園、河川その他の公共の場所に紙くず、空き缶、吸い殻その他の廃棄物を捨てたり、飼育するペット等のふんを放置する等により、当該公共の場所を汚してはならない。

2 土木、建築等の工事を行う者は、都市の美観を損なわないよう、工事に伴う土砂、がれき、廃材等の整理に努めなければならない。

#### 第5章 生活環境影響調査結果の縦覧等

追加〔平成11年条例24号〕

(対象施設)

第32条の2 法第9条の3第2項（同条第8項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による同条第1項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び破碎施設

(2) 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

(縦覧)

第32条の3 市長は、法第9条の3第2項の規定により生活環境影響調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供するに当たっては、併せて法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類を公衆の縦覧に供するものとする。

2 市長は、前項の縦覧をしようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 縦覧の場所及び期間

(2) 法第8条第2項第2号から第5号までに掲げる事項

(3) 実施した生活環境影響調査の項目

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 第1項の縦覧の期間は、前項の告示の日から1月間とする。

(意見書の提出)

第32条の4 第32条の2に規定する一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、市長に意見書を提出することができる。

2 前項の意見書の提出期限は、前条第3項の縦覧の期間が満了する日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。

3 意見書の提出期限及び提出先は、前条第2項の告示の際、併せて告示するものとする。

#### 第6章 廃棄物処理手数料等

一部改正・旧第5章繰下〔平成11年条例24号〕

(家庭系廃棄物処理手数料)

第33条 第18条及び第22条第2項の規定により市が家庭系廃棄物の処理を行う場合で、別表に掲げる取扱区分の処理に該当するときは、同表に定める金額の手数料を徴収する。

2 前項の手数料の徴収方法については、規則で定める。

(手数料の減免)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、減免を受けようとする者の申請により前条第1項の手数料を減免することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により生活扶助を受けているもの

(2) 災害その他の事故により手数料の納付が著しく困難と認めたもの

(3) 前2号のほか、特別の事由があると認めたもの

(事業系廃棄物処理手数料)

第35条 第19条の規定により事業者が市の処理施設に搬入する場合(浄化槽汚泥の搬入を含む。)は、別表に定める金額の手数料を徴収する。

2 前項の手数料の徴収方法については、規則で定める。

第36条 削除

(一般廃棄物収集運搬業等の申請及び許可)

第37条 法第7条第1項若しくは第4項若しくは浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業若しくは浄化槽清掃業の許可を受けようとする者、法第7条第2項若しくは第5項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、規則で定めるところにより申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは許可をする。

3 浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可の期間は、2年間とする。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料)

第38条 前条第1項の規定による許可の申請をする者は、申請の際、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める手数料を納付しなければならない。

(1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき 14,000円

(2) 一般廃棄物処分業許可申請手数料 1件につき 14,000円

(3) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき 14,000円

(4) 一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき 14,000円

(5) 一般廃棄物処分業許可更新申請手数料 1件につき 14,000円

(6) 一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料 1件につき 3,000円

(7) 一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料 1件につき 3,000円

(8) 浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料 1件につき 3,000円

2 既納の手数料は、還付しない。

(過料)

第39条 詐欺その他不正の行為により、この条例に定める手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

## 第7章 雑則

一部改正・旧第6章繰下〔平成11年条例24号〕

(報告の徴収)

第40条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、共同住宅所有者等、占有者等その他必要と認める者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第41条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、共同住宅所有者等、占有者等その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、廃棄物の処理に関し必要な検査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求されたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の江別市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条第2項の規定により一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可を受けている者は、平成5年7月3日までは、改正後の江別市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第37条第2項の規定による許可を受けている者と

みなす。

附 則（平成9年3月31日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例中別表第2の改正規定（「し尿処理場使用料」を「し渣除去施設使用料」に改める部分に限る。）は、平成9年4月1日から、その他の改正規定は平成9年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第38条第1項の規定は、平成9年7月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月31日条例第16号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月24日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月8日条例第3号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 3 この条例による改正後の江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例（中略）の規定は、この条例の施行の日以後にした行為について適用し、同日前にした行為については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月12日条例第35号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年12月19日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例別表家庭系廃棄物処理手数料の項（市民が家庭系廃棄物を市の処理施設に搬入し、市が処分するときを除く。）の規定は、平成16年9月1日から適用する。

附 則（平成18年9月29日条例第26号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成22年6月28日条例第14号）

この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、第10条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

別表（第33条及び第35条関係）

手数料の種類	取扱区分	金額
家庭系廃棄物処理手数料	市が家庭系廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。以下同じ。）を収集、運搬及び処分するとき	規則で定めるごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）に収納できるもの 指定ごみ袋1枚につき、1リットル2円として規則で定める額
		指定ごみ袋に収納できないもの 1,000円以内で規則で定める額
	市民が家庭系廃棄物を市の処理施設に搬入し、市が処分するとき	10キログラムにつき 90円
事業系廃棄物処理手数料	事業系廃棄物を市の処理施設に搬入し、市が処分するとき	浄化槽汚泥 20リットルにつき 70円
		その他のもの 10キログラムにつき 110円
し尿処理手数料	市がし尿を収集、運搬及び処分するとき	仮設トイレのし尿 200リットルまで 900円
		200リットルを超える20リットルにつき 90円
		その他のし尿 20リットルにつき 90円

備考 手数料の算定に当たって処理量に基礎単位未満の端数があるときは、これを基礎単位の量とみなして計算する。



改正	平成9年11月21日規則第40号	平成10年2月27日規則第9号
	平成10年6月16日規則第43号	平成12年3月21日規則第6号
	平成12年12月12日規則第68号	平成13年3月29日規則第17号
	平成14年11月29日規則第51号	平成15年12月26日規則第42号
	平成16年4月1日規則第23号	平成16年8月18日規則第32号
	平成17年3月18日規則第2号	平成18年9月29日規則第59号
	平成20年2月1日規則第3号	平成22年6月28日規則第19号

江別市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和47年規則第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例（平成5年条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議会の組織）

第2条 条例第6条の規定により設置する江別市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の委員の数は、13人以内とする。

2 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

3 会長は、会議の議長となり、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議会の会議）

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、生活環境部環境室において処理する。

（自主的活動への支援）

第6条 条例第8条の規定による自主的活動への支援は、次に掲げるものとする。

（1）住民団体等が行う資源回収を促進するための事業

（2）資源回収事業者組織の育成等

（3）生ごみ堆肥化容器購入助成等市民が行う廃棄物減量を促進するための事業

（4）その他特に市長が支援することを必要と認めるもの

（適正処理困難物）

第7条 条例第16条第2項に規定する規則で定める適正処理困難物は、次の各号のいずれかに該当するもので市長が指定するものとする。

（1）大型耐久消費財等の重量が重いもの又は容積が大きいもので収集作業に支障をきたすもの

（2）爆発性を有する等により収集作業上危険なもの若しくは収集車両を損壊するおそれのあるもの又は市の処理施設で処理する場合に作業上危険なもの若しくは施設の設定等を損壊するおそれのあるもの

（3）前2号に掲げるもののほか、市の処理施設の施設能力、技術等に照らし、適正な処理が困難なもの

2 前項に規定する適正処理困難物は、告示するものとする。

（一般廃棄物の処理計画の告示）

第8条 条例第17条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理計画は、次に掲げる事項とする。

- (1) 資源化・再利用の方策に関すること。
- (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関すること。
- (3) 一般廃棄物の種類及び分別の区分に関すること。
- (4) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み。
- (5) 一般廃棄物を処理する施設に関すること。
- (6) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (7) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

2 前項第5号から第7号までに規定するものに関し市民及び事業者が廃棄物の適正な処理を容易に行うために必要な事項は、告示するものとする。

(排出基準)

第9条 条例第17条第2項に規定する規則で定める家庭系廃棄物の排出基準は、次のとおりとする。

- (1) 燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、資源物及び危険ごみに分別すること。
- (2) 燃やせるごみ及び燃やせないごみは、指定ごみ袋(第1号様式)に収納し、大型ごみは大型ごみ処理シール(第1号様式の2)を、その他指定ごみ袋に収納できないものはごみ処理券(第1号様式の3)を貼付すること。
- (3) 資源物及び危険ごみは、中身の見える透明又は半透明の袋に分けて収納すること。
- (4) 第1号の規定により家庭系廃棄物を分別する場合は、品目別にあらかじめ定められた方法により必要な処理を行うこと。
- (5) 排出場所は、戸別に収集を行う大型ごみを除き、ごみステーションとする。

2 前項各号に掲げる排出基準のほか、家庭系廃棄物の排出に必要な事項は、市長が別に定める。

(処理施設の受入基準)

第10条 条例第17条第2項に規定する規則で定める処理施設の受入基準は、次のとおりとする。

- (1) 条例第22条第1項第2号及び第3号に規定する排出禁止物でないこと。
- (2) 燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、資源物及び危険ごみに分別していること。
- (3) 廃棄物を処分するための器材又は施設を著しく汚損し、又は損壊するおそれのあるものを除去していること。
- (4) 江別市環境クリーンセンター(以下「クリーンセンター」という。)に搬入しようとする廃棄物にあつては、第2号の規定により分別した燃やせるごみ、燃やせないごみ及び大型ごみとする。
- (5) 江別市最終処分場(以下「最終処分場」という。)に搬入しようとする廃棄物にあつては、クリーンセンターにおいて中間処理ができないものとする。
- (6) 江別市リサイクルセンター(以下「リサイクルセンター」という。)に搬入しようとする資源物にあつては、家庭系廃棄物のうち、容器包装廃棄物及び集団資源回収等自主的活動などで資源化が困難なものとする。
- (7) 市長が別に指定する一般廃棄物は、あらかじめ定められた方法により必要な処理を行うこと。

2 前項各号に掲げる受入基準のほか、一般廃棄物の受入れに必要な事項は、市長が別に定める。

(処理施設の受入時間及び休日)

第11条 クリーンセンター及び最終処分場の受入時間及び休日は、次のとおりとする。

- (1) 受入時間 午前9時から午後5時まで
- (2) 休日 1月1日から1月3日まで

2 リサイクルセンターの受入時間及び休日は、次のとおりとする。

- (1) 受入時間
  - ア 土曜日を除く日 午前9時から午後4時45分まで
  - イ 土曜日 午前9時から午前11時45分まで
- (2) 休日
  - ア 日曜日
  - イ 各月の29日以降の日(ただし、1月を除く。)
  - ウ 1月1日から1月3日まで

3 し渣除去施設の受入時間及び休日は、次のとおりとする。

- (1) 受入時間

ア 土曜日を除く日 午前9時から午後4時45分まで

イ 土曜日 午前9時から午前11時45分まで

(2) 休日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月31日から翌年1月3日まで（イに掲げる日を除く。）

4 処理施設の受入時間及び休日は、前3項の規定にかかわらず、市長が必要と認めた場合は、変更することができる。

## 第12条 削除

（共同住宅のごみステーション等の設置に係る事前協議）

第13条 条例第21条に規定する共同住宅所有者等は、共同住宅のごみステーション等の設置に係る事前の協議を行うため、共同住宅ごみ処理計画書（第1号様式の4。以下この条において「計画書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、計画書の提出を受けた日から5日以内に協議を終えるものとする。

3 前2項の規定は、協議終了後その計画書に変更が生じた場合に準用する。

（共同住宅のごみステーション設置基準）

第14条 条例第21条に規定する規則で定める共同住宅のごみステーション等の設置基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ごみ収集車が支障なく敷地内に進入し、かつ、退出することができること。

(2) 収集作業に支障となる障害物がないこと。

（管理責任者等の選任）

第15条 共同住宅所有者等は、管理人又は管理責任者を選任し、管理人（管理責任者）選任報告書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

2 共同住宅所有者等は、共同住宅所有者等又は前項の規定により選任した管理人若しくは管理責任者に変更があったときは、変更の日から10日以内に共同住宅所有者等変更報告書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

（縦覧の手続）

第15条の2 条例第32条の3の規定により縦覧に供する書類（以下「調査書等」という。）を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、縦覧申込書（第3号様式の2）に必要な事項を記入し、市長に提出しなければならない。

（縦覧者の遵守事項）

第15条の3 縦覧者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 調査書等を縦覧場所から持ち出さないこと。

(2) 調査書等を汚損し、若しくは損傷し、又は加筆等の行為をしないこと。

(3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(4) 職員の指示があった場合には、これに従うこと。

2 前項の規定に違反した者に対しては、その縦覧を中止させ、又は禁止することができる。

（意見書の記載事項）

第15条の4 条例第32条の4第1項の意見書には、氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、住所及び生活環境保全の見地からの意見を記載しなければならない。

（家庭系廃棄物処理手数料の額）

第15条の5 条例別表家庭系廃棄物処理手数料の項金額の欄に規定する規則で定める額は、第9条第1項第2号に規定する袋、シール及び券の種別に応じ、それぞれ次に掲げるものとする。

(1) 指定ごみ袋 次に掲げる額

ア 5リットル 10円

イ 10リットル 20円

ウ 20リットル 40円

エ 30リットル 60円

オ 40リットル 80円

(2) 大型ごみ処理シール 次に掲げる額

ア 250円

イ 500円

ウ 1,000円

(3) ごみ処理券 次に掲げる額

ア 80円

イ 160円

2 前項に規定する大型ごみ処理シール及びごみ処理券の対象区分、品目及び金額は、別表のとおりとする。

(手数料の徴収方法)

第16条 条例第33条第2項に規定する手数料の徴収方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 市が収集、運搬及び処分する家庭系廃棄物の処理手数料は、指定ごみ袋等取扱者（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、家庭系廃棄物処理手数料の収納の事務の委託を受けた者をいう。）が指定ごみ袋、大型ごみ処理シール又はごみ処理券を交付する際にその交付数に応じて徴収する。

(2) 市民が市の処理施設に搬入する家庭系廃棄物処理手数料は、市の処理施設において搬入量を確認し、処分の都度徴収する。

(3) し尿処理手数料は、江別市証紙条例（昭和55年条例第35号）の規定により徴収する。

2 前項第1号及び第2号の既納の手数料は、還付しない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

第17条 条例第35条第2項に規定する手数料の徴収方法は、市の処理施設において搬入量を確認し、処分の都度徴収するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、各月において処分したものについて一括して納入通知書により徴収することができる。

第18条 削除

(事業系廃棄物搬入申請)

第19条 条例第19条の規定により市の処理施設に搬入しようとする者は、あらかじめ事業系廃棄物搬入申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に対して事業系廃棄物搬入許可書（第5号様式）を交付する。

(手数料の減免)

第20条 条例第34条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、手数料減免申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請)

第21条 条例第37条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可の申請をしようとする者又は一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可の更新の申請をしようとする者は、一般廃棄物収集運搬業（処分業）許可申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 条例第37条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可の申請をしようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業等の事業範囲変更許可申請等)

第22条 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業（処分業）事業範囲変更許可申請書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可証の交付等)

第23条 市長は、条例第37条第2項の規定により一般廃棄物の収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可若しくは更新の許可をしたとき、又は法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業（処分業）許可証（第11号様式）を交付する。

2 市長は、条例第37条第2項の規定により浄化槽清掃業の許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証（第12号様式）を交付する。

3 一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業又は浄化槽清掃業の許可を受けた者は、その許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可証の再交付)

第24条 前条第1項又は第2項の規定により許可証の交付を受けた者が、許可証を紛失し、又は著しく損傷したときは、許可証再交付申請書（第13号様式）を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

（一般廃棄物収集運搬業等の廃止及び変更の届出）

第25条 法第7条の2第3項に規定する廃止又は変更の届出は、当該廃止及び変更の日から10日以内に行わなければならない。

2 前項の届出をしようとする者は、一般廃棄物収集運搬業（処分業）事業廃止届（第14号様式）又は一般廃棄物収集運搬業（処分業）許可申請事項変更届（第15号様式）を市長に提出しなければならない。

（立入検査の身分証明書）

第26条 条例第41条第2項に規定する身分を示す証明書は、第16号様式に定めるとおりとする。

（委任）

第27条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、改正後の第11条の規定は、平成5年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の江別市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定に基づいて行われた申請その他の行為は、改正後の江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例施行規則の規定に基づいて行われたものとみなす。

附 則（平成9年11月21日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成10年2月27日規則第9号）

この規則は、平成10年3月1日から施行する。

附 則（平成10年6月16日規則第43号）

この規則は、平成10年6月17日から施行する。

附 則（平成12年3月21日規則第6号）

この規則は、平成12年3月22日から施行する。

附 則（平成12年12月12日規則第68号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月29日規則第17号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年11月29日規則第51号）

この規則は、平成14年12月1日から施行する。

附 則（平成15年12月26日規則第42号）

（施行期日）

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例施行規則第15条の5及び第16条の規定は、平成16年9月1日から適用する。

附 則（平成16年4月1日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年8月18日規則第32号）

（施行期日）

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例施行規則第16条の規定は、平成16年9月1日から適用する。

附 則（平成17年3月18日規則第2号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第59号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則により改正前の江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例施行規則により定められた第3号様式の3の指定ごみ袋については、当分の間、使用することができる。

附 則（平成20年2月1日規則第3号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月28日規則第19号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例施行規則により定められた第3号様式の3の指定ごみ袋並びに第3号様式の4の80円処理券及び160円処理券については、当分の間、使用することができる。

別表（第15条の5関係）

1 大型ごみ処理シールの対象

区分	品目	金額（円）
最大辺が1メートルを超え、2メートル以内のもの	オルガン・電子オルガン・電子ピアノ	1,000
	カラオケ演奏装置	1,000
	サイドボード・リビングボード・ローボード	1,000
	水槽	1,000
	ステレオセット（アンプ、チューナー、デッキ及びスピーカー）（一体型を含む。）	1,000
	洗面化粧台・シャンプードレッサー	1,000
	ソファ（応接用で2人掛け以上のもの）	1,000
	卓球台セット（卓球板及び台脚）	1,000
	たんす	1,000
	机（両そで又は片そで付きのもの）	1,000
	灯油タンク（容量が90リットルを超えるもの）	1,000
	戸棚類（食器棚、茶たんす、本棚、ライティングデスク等）	1,000
	ベッド（ダブル又は2段）（ベッドマットレスを除く。）	1,000
	ベッドマットレス（スプリング付きのもの）	1,000
	浴槽・庭池	1,000
	ロッカー（幅が50センチメートルを超えるもの）	1,000
	アンプ（楽器用）	500
	オーディオラック	500
	鏡台	500
	げた箱	500
	健康器具（ぶら下がり器、ランニングマシン、サイクリングマシン等）（モーター式を除く。）	500
	子供用遊具（滑り台又はぶらんこ）	500
	ゴムボート（底板付きのものを含む。）	500
	米びつ・レンジ台	500
	敷物類（じゅうたん、カーペット、マット等）（広さが3畳を超えるもの）	500
	ソファ（応接用で1人掛けのもの）	500
	畳	500

テーブル（折りたたみ式を含む。）	500
テレビ台	500
流し台・調理台	500
ベッド（セミダブル、シングル、折りたたみ式又はパイプ） （ベッドマットレスを除く。）	500
ペット小屋	500
ホームラック・スチールラック（背板、側板等がないもの）	500
ミシン	500
リヤカー	500
ロッカー（幅が50センチメートル以下のもの）	500
編み機	250
衣装箱・プラスチック製多段式収納箱	250
いす（ベンチ、折りたたみ式、パイプ等）（応接用を除く。）	250
衣類乾燥機台	250
カラーボックス	250
キーボード（楽器用）	250
クーラーボックス	250
車いす（電動式を除く。）	250
弦楽器（ギター、エレキギター等）	250
コート掛け	250
子供用遊具（滑り台及びぶらんこを除く。）	250
コンポスト容器	250
サーフボード	250
作業用台車・手押し車	250
敷物類（じゅうたん、カーペット、マット等）（広さが3 畳以下のもの）	250
室内用物干し	250
自転車・一輪車	250
芝刈機（手押し式のもの）	250
車両用ルーフボックス	250
照明器具（シャンデリア、電気スタンド、リングライト等）	250
食器（洗い）乾燥機	250
スーツケース	250
スタンドミラー（姿見）	250
ストーブガード	250
スノーダンプ	250
スノーボード	250
すのこ	250
スピーカー	250
ズボンプレスサー	250
扇風機	250
掃除機	250
そり	250
建具（網戸、障子、ついたて、ふすま等）	250
テレビアンテナ	250
電気こたつセット（こたつ本体及び天板）	250
電気ストーブ	250
テントセット（天幕及び支柱）（キャンプ用に限る。）	250
灯油タンク（容量が90リットル以下のもの）	250

	はしご・脚立	250
	布団セット（布団及びスポンジマットレス）（2枚まで1セット）	250
	ベビー用具（ベビーカー、ベビーバス、ベビーベッド、ベビーラック、チャイルドシート等）	250
	床暖房パネル（床上敷タイプ）	250
棒状のもの	アコーディオンカーテン	250
	煙筒	250
	カーテンレール	250
	かさ（パラソル）	250
	熊手	250
	ゴルフ用具セット（バッグ及びクラブ）	250
	スキーキャリア	250
	スキーセット（スキー及びストック）	250
	スコップ（除雪用を含む。）	250
	スノーブラシ（車用）	250
	剪定木（廃木材）	250
	つっぱり棒	250
	釣りざお	250
	デッキブラシ	250
	ブラインド	250
	ほうき	250
	モップ（床拭き用具）	250
	物干しざおセット（さお及び支柱）（さお4本及び支柱2本まで1セット）（土台を除く。）	250
	レーキ	250
	ロールカーテン・ロールスクリーン	250
棒・パイプ類（金属製、プラスチック製、木製等）	250	
板状等のもの	ダンボール	250
	発泡スチロール材（魚箱、梱包材等）	250
	木（ベニヤ）板・プラスチック（塩化ビニル樹脂）板・ガラス（鏡）板・金属（トタン）板	250
最大辺の長さにかかわらないもの	給湯器（家庭用ボイラー）	1,000
	コンプレッサー（家庭用）	1,000
	オイルヒーター	500
	ガスレンジ（ガステーブル）	500
	芝刈機（電動式のもの）	500
	自動車用部品（シート、シャフト、スプリング、ドア、ホイール、ボンネット等）	500
	ジャッキ（油圧式のもの）	500
	除雪機（電動式のもの）	500
	水中ポンプ（家庭用）	500
	ストーブ（電気ストーブを除く。）（ポータブル式以外のもの）	500
	ドラム缶	500
	風呂釜	500
	うす（石製に限る。）	250
	縁石（地先境界ブロック）	250
	ガスカセットコンロ	250



がれき類（アスファルト、コンクリート、タイル、レンガ、ガラス等の破片）（10リットルまで1セット）	250
給湯器（瞬間湯沸器）	250
工具類（スパナ、レンチ、ハンマー、バール、携帯ジャッキ等）（5個まで1セット）	250
コンクリートブロック（2個まで1セット）	250
炊飯器（ガス式のもの）	250
ストーブ（電気ストーブを除く。）（ポータブル式のもの）	250
石膏ボード（1畳まで1セット）	250
漬物用重し	250
つるはし	250
鉄アレイ・ダンベル・バーベル	250
電動工具	250
ボウリングのボール	250
物干し台	250
レンガ（4個まで1セット）	250
重量、形状、処理困難性等において、上記品目と類似性のあるもの	当該類似品目の金額
上記に掲げる以外の品目	250

## 2 ごみ処理券の対象

区分	品目	金額（円）
最大辺が1メートル以内のもの。ただし、大型ごみ処理シールの対象を除く。	最大辺が50センチメートル（枝木、廃木材等の木類にあっては、最大辺が1メートル）以内のもの	80
	最大辺が50センチメートルを超え、1メートル以内のもの（上記の木類を除く。）	160

### 備考

- 1 最大辺とは、排出するごみ1個の最も長い辺（円形のものにあっては、直径）の長さをいう。
- 2 金額は、品目1個（セット）ごとに適用する。
- 3 品目1個（セット）の重量は、100キログラム以内とする。
- 4 棒状のもの、板状等のものにあっては、市長が別に定めるところにより束にして、品目1個（セット）として排出することができる。

## 清掃事業関連の要綱

江別市資源回収事業実施要綱

平成8年4月1日市長決裁

最終改正 平成16年3月31日

江別市有価物リサイクルバンク設置要綱

昭和62年7月1日市民経済部長決裁

最終改正 平成21年6月23日

江別市生ごみ堆肥化容器等購入助成金交付要綱

平成22年4月30日市長決裁

江別市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成8年3月26日市長決裁

最終改正 平成19年5月1日

江別市家庭系廃棄物処理手数料の収納及び指定ごみ袋等の交付に関する取扱要綱

平成16年8月16日市長決裁

最終改正 平成22年9月15日

江別市家庭系廃棄物処理手数料減免取扱要綱

平成16年9月13日市長決裁

最終改正 平成22年7月20日

江別市産業廃棄物処理施設に係る環境保全要綱

平成21年10月30日市長決裁

## 2 江別市清掃事業年表

年	ごみ・リサイクル・し尿関係
大正6 (1917)	農家の人々がし尿汲取協同組合を結成し、集落地の各世帯のし尿を収集運搬し、農村還元を行って処分
昭和29 (1954)	「清掃法」が施行
30 (1955)	民生課衛生係に清掃部門を設ける(4月) 「江別市清掃条例」を制定(4月) ごみ、し尿収集が個人請負馬車で開始(4月) 特別清掃地域を設定、地域内世帯数4, 279世帯
35 (1960)	請負業者がオート三輪車1台を購入し、ごみ収集にあたった(4月) 市がバキューム車を初めて1台購入し、一部直営とした(12月)
36 (1961)	ごみ処理部門を全て直営とした(4月)
38 (1963)	保健衛生係に機構を改める(4月) し尿処理部門を全て直営とした(4月)
39 (1964)	保健課清掃係に機構を改める(4月) 大麻団地の建設等に伴う大幅な人口増により、ごみ収集車を3台増車し、収集体制を強化した(4月)
42 (1967)	特別清掃地域を拡張、地域内世帯数10, 651世帯 し尿処理場(45kℓ/日)完成(12月)
44 (1969)	衛生課清掃係、作業係の2係制に機構を改める(4月) 焼却炉建設を前提に、分別収集〔紙袋(ラミネート加工)方式〕実施。ごみ処理手数料賦課制を廃止、証紙制(1袋5円)・市指定袋制(1袋12円)とし、ごみ袋売捌き手数料を販売店に交付(10月) し尿処理手数料改定(4月)
45 (1970)	保健衛生課清掃係と清掃事業所事業係に機構を改める(4月)
46 (1971)	スーパーパック(内側ビニールコーティングした紙袋)取扱店に補助金交付(9月) ごみ収集手数料無料化実施(10月) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行(9月)
47 (1972)	「江別市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・同条例施行規則」制定(4月) 祝日のごみ収集を廃止(5月) 事業活動に伴う廃棄物実態調査実施(10月) ごみ粉碎処理場(75t/5H)が完成(12月) 分別収集を廃止し、粉碎処理に適合した混合収集に切り替え(12月)
48 (1973)	清掃課管理係、事業第一係、事業第二係、ごみ粉碎処理場に機構を改める(4月) 清掃課管理棟が角山(現工栄町14-2)に完成(12月) し尿処理場が水道部から清掃課に移管される(11月)
49 (1974)	計量施設(30t)完成(3月) 粉碎処理に係る事業一廃、産廃有料化(3月) 産業廃棄物実態調査実施(5月) スーパーパックの補助金制度を廃止(9月)
50 (1975)	埋立地を東野幌地区に設置(昭和54年9月完了)

年	ごみ・リサイクル・し尿関係
51 (1976)	清掃事務所とし、管理課(管理係、ごみ粉碎処理場、し尿処理場)と事業課(事業第一係、事業第二係)に機構を改める(7月) ごみ埋立地世田豊平川河川敷に設置 ごみ袋売捌き手数料制度を廃止(3月) し尿処理手数料改定(7月)
52 (1977)	本市で昭和51年度全道市長会清掃主管者会議収集処理部会を開催(1月) ごみの組成分析開始
54 (1979)	第1回ごみ減量展(以後58年まで毎年10月ないし11月に行う) 大型ごみ分別収集開始(4月) 埋立地を中島地区に設置(10月開始)
55 (1980)	管理課管理係、指導係、し尿処理場、ごみ粉碎処理場と事業課事業係、焼却炉運転準備班に機構を改める(4月) 本市において昭和55年度全道市長会清掃主管者会議総会を開催(7月) 2分別(可燃ごみ、不燃ごみ)の分別収集実施(6月) し尿収集運搬業務を民間業者に委託(6月) 証紙制度実施
56 (1981)	ごみ焼却処理場完成、運転開始(75t/日×2炉)(4月) 管理課管理係、指導係、し尿処理場と事業課事業係、施設係に機構を改める(4月) 旧事務所管理棟を清掃資料展示棟に用途変更(9月)
57 (1982)	ごみ、し尿処理手数料、使用料改定(4月)
58 (1983)	収集方式をステーション方式とし、推進に努める 「浄化槽法」公布(昭和60年10月1日施行) 新し尿処理場(60kℓ/日)稼動開始
59 (1984)	「廃乾電池処理基本計画」作成、保管処理開始(3月) 旧処理場解体(1基予備貯留槽に転用) し尿処理、汚泥処分手数料改定(4月) 管理課管理係、焼却処理場、し尿処理場と事業課指導係、事業係に機構を改める(4月) 清掃資料展示棟オープン(6月) 第1回市民と清掃のつどい(以後63年まで毎年8月ないし9月に開催)
60 (1985)	ごみ処理等手数料、使用料改定(4月) 不燃ごみ、粗大ごみ収集運搬業務を民間業者に委託(10月)
61 (1986)	「江別市一般廃棄物処理基本計画」策定(9月) 昭和61年度全道市長会清掃問題研究会ごみ分科会を開催(10月)
62 (1987)	八幡最終処分場造成工事着工(7月)、一部供用開始(63年1月) リサイクルバンク事業スタート(7月)
63 (1988)	ごみ処理等手数料、使用料改定(4月) 八幡最終処分場造成工事竣工(10月)
平成元 (1989)	第1回清掃のひろば開催(以後5年まで毎年9月ないし10月に開催)

年	ごみ・リサイクル・し尿関係
3 (1991)	<p>ごみ減量対策としてコンポスト助成制度、資源回収事業に奨励金交付開始(7月)</p> <p>焼却処理場2炉運転開始(10月)</p> <p>管理課管理係、し尿処理場(し尿処理施設係)、事業課指導係、事業係、資源リサイクル課リサイクル係、普及係、焼却処理場(焼却施設係)に機構を改める(11月)</p> <p>可燃ごみ収集運搬業務の一部を民間業者に委託(11月)</p> <p>「再生資源の利用の促進に関する法律」施行(10月)</p>
4 (1992)	<p>ごみ処理等手数料、使用料改定(4月)</p> <p>雑びんポスト市内公共施設8ヶ所設置(7月)</p> <p>し尿処理手数料、汚泥処分手数料改定(4月)</p>
5 (1993)	<p>「江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例」及び「施行規則」の施行(4月)</p> <p>条例により、8戸以上を有する共同住宅に専用のごみステーション等の設置を義務付ける(4月)</p> <p>リサイクルを考える集い開催(3月。以後9年まで毎年開催)</p>
6 (1994)	<p>第1回エコフェア開催(7月。以後毎年開催)</p> <p>中島埋立地最終処分場覆土造成工事着工(8月)</p>
7 (1995)	<p>可燃ごみ収集運搬業務の一部を民間委託(5月)</p> <p>農村区域(不燃:1回/月→可燃・不燃:1回/週)の収集開始(5月)</p> <p>し尿処理場の休止。し渣除去施設供用開始(4月)</p> <p>管理課に「主幹及び主査」を、事業課事業係に「環境維持班長」を設け、焼却処理場を「施設管理係」、「運転整備係」の2係に機構を改める。(5月)</p>
8 (1996)	<p>「フロンガス回収車」、「あき缶プレス機」寄贈される(3月)</p> <p>フロンガス回収事業開始(6月)</p> <p>中島埋立地最終処分場覆土造成工事竣工(9月)</p> <p>「分別と資源化を考える会議」開催(4回)</p> <p>合併処理浄化槽設置整備補助事業開始(4月)</p>
9 (1997)	<p>『容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律:通称「容器包装リサイクル法」』施行(4月)</p> <p>分別収集モデル地区事業開始(7月)(対象 6地区・10自治会・12,000名 びん、かん、ペットボトル、紙パック)</p> <p>八幡地区最終処分場埋立築堤工事着工(5月)</p> <p>清掃行政広報誌(ごみコミエベつ)初回発行(7月)</p> <p>ごみ処理関係手数料、使用料改定(7月)</p> <p>し尿処理手数料一部改定(7月)</p> <p>し尿処理場廃止(4月)</p>
10 (1998)	<p>廃棄物処理施設建設準備室設置(4月)</p> <p>条例施行規則の一部改正(6月)</p> <p>八幡地区最終処分場埋立築堤工事終了(11月)</p>
11 (1999)  以降年度	<p>江別市廃棄物減量等推進審議会設置(4月)</p> <p>中島埋立地最終処分場廃止(6月)</p> <p>江別リサイクル事業協同組合設立(12月)</p> <p>全市分別収集開始(びん類、かん類、ペットボトル、紙パック/委託事業:リサイクルパッカー車3台使用)(3月)</p> <p>不燃ごみ・資源物の祝日収集開始(3月)</p> <p>江別市リサイクルセンター竣工(3月)</p> <p>旧し尿処理場機器撤去解体工事(7月)</p>

年	ごみ・リサイクル・し尿関係
12 (2000)	管理課主査、事業課、資源リサイクル課を廃止、減量推進課(主幹、リサイクル係、指導係主査、指導係)、業務課(業務係、資源化係)を新設する機構改革の実施(4月) 電気式生ごみ処理機購入助成事業の開始(5月) 新廃棄物処理施設建設工事着工(9月) 道内10市清掃担当部長会議江別市開催(2月)
13 (2001)	ビンポストを廃止し、公共施設7箇所にリサイクルポスト(びん類、かん類、ペットボトル、紙パック)を設置(7月)
14 (2002)	ダンボール式生ごみ堆肥化支援事業の開始(5月) 新埋立地建設工事着工(9月) 焼却処理場廃止(11月)、新廃棄物処理施設(環境クリーンセンター)竣工、稼動(12月) 委託車両(可燃)「大型収集車(4t)4台増車(委託業者4社×1台)」(12月) 委託車両(可燃・不燃)「指定色(外部塗装)変更(オレンジ系色)」(12月) 資源物に白色トレイ追加、収集開始(12月) 不燃ごみ収集月2～3回を週1回収集に変更(12月)
15 (2003)	管理課(管理係)、減量推進課(リサイクル係、資源化係)、廃棄物対策課(指導係、業務係)、環境クリーンセンター(施設係、維持係)に機構を改める(4月) 新埋立地竣工(3月)
16 (2004)	環境室とし、環境課(環境対策係、環境政策担当、自然環境担当)、清掃管理課(管理係、事業計画担当)、減量推進課(リサイクル係、資源化係)、廃棄物対策課(業務係、指導担当)、環境クリーンセンター(施設係、維持係)に機構を改める(4月) 公共施設7箇所のリサイクルポストを廃止(8月) 江別市家庭系廃棄物処理手数料の収納事務及び指定ごみ袋等の交付事務処理要領の施行(9月) 家庭系可燃ごみ・不燃ごみ有料化開始(指定袋、処理券)(10月) 江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例及び同条例施行規則の一部を改正する規則の施行(10月) 江別市家庭系廃棄物処理手数料減免取扱要綱及び江別市公共ごみ取扱要領の施行(10月) 危険ごみ(スプレー缶、ガスカセット缶、乾電池、水銀体温計・温度計、ライター、蛍光灯)の分別収集及び可燃ごみの祝日収集の開始(10月) 共同住宅の専用ごみステーション等の設置基準を8戸以上から4戸以上に変更(10月)
17 (2005)	清掃管理課と廃棄物対策課を統合し、廃棄物対策課(管理係、指導担当)に機構を改める(4月) し尿収集量の減少による委託収集体制(2社→1社)の縮小(7月) 循環型社会形成推進地域計画策定(8月)
18 (2006)	新篠津村からの一般廃棄物の受入処理業務受託開始(4月) 旧焼却処理場解体工事開始(6月) ※2ヵ年計画 「江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例」及び「施行規則」一部改正により産業廃棄物の受入廃止(10月) 環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業実施方針の公表(11月) 廃食用油拠点回収(いしかりエコ燃料プロジェクトに参加)の啓発及び支援(1月)
19 (2007)	リサイクルセンター管理運営委託事業の実施(4月) 浄化槽法に基づく道の事務・権限(水質検査受検に係る指導及び助言等)の一部移譲の受入(4月) 「江別市一般廃棄物処理基本計画」第2回見直し計画の策定(7月) 旧焼却処理場解体工事完了(8月) 環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託及び同事業に係るモニタリング事業の実施(10月) 清掃管理課(庶務係、施設管理係、処理施設担当)、廃棄物対策課、減量推進課(リサイクル係、資源化担当、減量政策担当)の3課制に機構を改める(10月) 廃棄物ストックヤード竣工(11月)



年	ごみ・リサイクル・し尿関係
20 (2008)	<p>ごみの分別区分の一部変更に関する説明会(実施状況:約50回、1,800人)の実施(5月)</p> <p>6事業者(市内16店舗)及び市民団体(2団体)と10月から実施のレジ袋削減に関する協定の締結(8月)</p> <p>ごみの分別区分の一部(プラスチック、木類)変更の実施(10月)</p> <p>ペットボトル減容機等更新工事(地域活性化・生活対策臨時交付金事業)の実施(3月) ※繰越事業</p>
21 (2009)	<p>リサイクルバンク運営管理委託事業の実施(4月)</p> <p>カラス除けサークルモニター調査の開始(4月)</p> <p>不法投棄防止等委託事業(緊急雇用創出事業)の実施(5月) ※平成22年度継続実施</p> <p>廃棄物減量等推進審議会公募委員の募集(5月)</p> <p>事業ごみ排出状況等の把握のための事業所アンケート調査(対象300社、回収率約49%)の実施(6月)</p> <p>リサイクルバンク新施設をリサイクルセンター敷地内に移転建設(6月)</p> <p>環境行政を総合的、一体的に推進することなどを目的に、環境課の事務室を環境事務所に移転(7月)</p> <p>PCB廃棄物(高圧コンデンサ6基)処理委託事業の実施(7月)</p> <p>リサイクルバンクの取扱品目を家具類、スポーツ用品及び子ども用品等に限定(7月)</p> <p>リサイクルバンク新施設の開設(8月)</p> <p>ペットボトル減容機等更新工事(地域活性化・生活対策臨時交付金事業)の完了(8月)</p> <p>事業ごみ組成分析調査の実施(9月)</p> <p>使用済小型家電のイベント回収(レアメタル回収モデル事業に参加)の実施(9月)</p> <p>ごみと資源物に関する市民アンケート調査(対象3,000人、回収率約43%)の実施(10月)</p> <p>市内収集運搬許可業者に対する事業ごみ収集実態調査の実施(10月)</p> <p>地域雇用創造推進事業による事業所向け環境ビジネスセミナー(参加企業約20社)の開催(11月)</p> <p>江別市産業廃棄物処理施設に係る環境保全要綱(10月制定)の施行及び地元説明会の実施(12月)</p> <p>平成22年度予算案(対象として生ごみ堆肥化支援事業を選定)に対するパブリックコメントの実施(12月)</p> <p>ごみ収集及び指定ごみ袋制度の変更案(大型ごみ収集の実施、不燃ごみの収集回数の変更(週1回→原則月2回)、可燃・不燃ごみ袋の統一、少量袋(5ℓ)の新設)の審議会への諮問(2月)</p> <p>地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用による低燃費・低公害型ごみ収集車の導入(2月)</p>
22 (2010)	<p>ごみ収集及び指定ごみ袋制度の変更案に係る審議会答申の受領(4月)</p> <p>生ごみ堆肥化容器購入費に対する助成範囲(密閉式容器、コンポスター)の拡大(4月)</p> <p>経済部所管の消費者啓発イベント事業にエコフェア開催事業を統合(4月)</p> <p>第6期分別収集計画(計画期間:平成23～27年度)の策定(5月)</p> <p>事業ごみの適正処理を確保するための事業者向けパンフレット(配布数約2,700部)の配布(6月)</p> <p>大型ごみ収集の実施等に向けた条例及び同条例施行規則の一部改正(6月)</p> <p>指定ごみ袋の制度変更に係る取扱店への説明会(実施状況:3回)の実施(6月)</p> <p>環境課所管のイベント(環境広場、市民環境講座)における生ごみ減量・堆肥化講習会の開催(6月)</p> <p>ごみ収集及び指定ごみ袋制度の変更周知パンフレット(約3,800部)の各自治会等への配布(7月)</p> <p>ごみ収集及び指定ごみ袋制度の変更に関する説明会(実施状況:約15回、400人)の実施(8月)</p> <p>清掃資料展示棟(旧リサイクルバンク)解体工事完了(9月)</p> <p>ごみ収集運搬業務の委託手法をごみ種別及び収集区域別方式から一括委託方式に変更(10月)</p> <p>大型ごみ収集の実施、不燃ごみの収集回数の変更、危険ごみの収集方法の変更(資源物と同日収集(月1回→月2回))、指定ごみ袋制度の変更(10月)</p> <p>ごみ処理手数料(指定ごみ袋)の減免対象(要介護高齢者及び2歳未満の乳幼児等)の拡大(10月)</p> <p>次期一般廃棄物処理基本計画案(計画期間:平成23～32年度)の審議会への諮問(10月)</p>

## 平成22年度 清掃事業概要

平成22年12月発行

編集・発行 江別市生活環境部環境室減量推進課  
〒067-0051 江別市工業町14番地の3  
TEL (011) 383-4211  
FAX (011) 382-7240  
メールアドレス  
seiso-genryo@city.ebetsu.lg.jp

印刷 (有) アスカ印刷

この「清掃事業概要」は、  
再生紙を使用しています。